―　候補者留意事項について　ー

第１章　選挙事務所の設置及び届出

１．選挙事務所は、候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）でなければ設置することができません。（法　130①）

２．選挙事務所を設置したときは、設置者は、直ちに文書で選挙管理委員会に届け出てください。選挙事務所に異動があったときも同様に届出を要します。

　　（法　130②・令　108・規定65）

３．推薦届出者が選挙事務所を設置した場合における届出書には、その設置について、その候補者の承諾を得たことを証明する承諾書を添えなければなりません。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する代表者証明書を添えなければなりません。（令　108②）

４．選挙事務所を表示するためにポスター、立札、看板及びちょうちんなどを使用することができます。このうち、ポスター、立札及び看板などは、縦３５０㎝、横１００㎝以内という寸法の制限があります。また、ちょうちんは、高さ８５㎝、直径４５㎝以内でなければなりません。

　　　これらは、いずれも選挙事務所を表示するためにその場所において使用されるもの

であり、ポスター、立札及び看板の類は１つの選挙事務所で合わせて３個を超える

ことができません。ちょうちんは、このほかに１個だけ使用できます。

　　　（法　143 ⑦⑨⑩）

５．選挙事務所のほかに休憩所その他これに類する設備を設けることは禁止されており

ます。（法　133）

６．設置することができる選挙事務所の数は、１人について１箇所です。

（法　131⑤）

７．選挙当日は、投票所の入口から３００ｍ内（直線距離）の区域に選挙事務所を設置しておくことができません。もし３００ｍ内の区域に設置されている選挙事務所があればこれを３００ｍ以外の区域に移動するか、閉鎖するかしなければなりません。（法　132）

８．次の場合には、選挙管理委員会から選挙事務所の閉鎖を命ぜられます。

（法　134）

　　　(1) 選挙事務所を設置することができる者以外の者が選挙事務所を設置したとき。　　　(2) 投票当日投票所を設けた場所の入口から３００ｍ内に選挙事務所を設置してい

るとき。

　　　(3) 定められた数を超えて選挙事務所を設置しているとき。

第２章　自動車及び拡声器の利用

１．選挙運動用として候補者１人について、自動車１台及び拡声器１揃の使用が認められています。なお、使用する自動車及び拡声機には選挙管理委員会が交付する「表示板」を取り付けなければなりません。ただし、拡声機については個人演説会の開催中その会場において別に１揃（表示板不要）を使用できます。

　　　（法　141①）

２．表示板は自動車にあっては冷却器の前面その他外から見やすい箇所に、拡声器にあっては送話口の下部に、その使用中常に掲示しておかなければなりません。

３．表示板を掲示した自動車には、選挙の種類、候補者の氏名、候補者の属する政党、政治団体の名称等を記載したポスター、立札、看板及びちょうちんなどを取り付けてそのまま運行することができます。

　　　このうち、ポスター、立札及び看板などは、縦２７３㎝、横７３㎝以内という寸法の制限がありますが、その掲示する数に制限はありません。ちょうちんは１個に限られます。（法　143）

４．選挙運動のために使用される自動車に乗車することができる者は、候補者、運転手

（自動車１台につき１人に限る。）を除いて、自動車１台について４人を超えては

なりません。（法　141の2①）

５．選挙運動用自動車に乗車する者は、選挙管理委員会が交付する「乗車用腕章」を着けなければなりません。この乗車用腕章は、候補者１人について４枚交付されます。ただし、候補者及び運転手は、その必要がありません。（法　141 の 2②）

６．選挙運動用自動車の上において連呼行為のできる時間は午前８時から午後８時までであり、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するように努めなければなりません。（法　140の2・141の3）

第３章　選挙運動用通常葉書

１．候補者は、選挙運動の期間内に限り２，５００枚の通常葉書を使用することができ

ます。（法　142⑦）

２．候補者は、選挙運動の期間内に限り、選挙運動に使用するため、上記枚数の通常葉

書を無償で交付を受けることができます。

　　　この場合、選挙長の発行する「候補者用通常葉書使用証明書」を提示し、かつ受領

書を提出しなければなりません。（法　142 ③・公職選挙郵便規則2）

３．候補者が、１に掲げた枚数の全部又は一部の通常葉書の交付を受けない場合は、その交付を受けない枚数に限り、手持ちの私製葉書を選挙運動のために使用することができます。この場合、候補者は当該郵便局に手持ちの私製葉書を提出し、「候補者用通常葉書使用証明書」を提示して、選挙用である旨の表示を受けなければなりません。（公職選挙郵便規則3）

４．通常葉書の受取人の住所、氏名の記載が不完全のため、従来の選挙において相当数

配達が不能になった例もあったようですから、宛名ははっきり書いてください。

５．選挙郵便物の円滑な取扱いをするため、選挙事務所を設置したときは、郵便局長にその旨を通知しておくことが適当です。

６．選挙運動用通常葉書は、ポストに投函してはいけません。必ず郵便物の配達事務を取り扱う郵便局の窓口に選挙長の発行する「選挙郵便物差出票」を添えて差し出して下さい。

７．郵便局から交付を受けた選挙運動用の無料葉書は、他人に譲渡してはならない。　また、無料葉書の交付を受けた候補者が立候補を辞退したなどのときは、使用しなかった分を返還しなければならない。（法　177）

第４章　選挙運動用ポスター等

１．候補者は、たすき、胸章及び腕章などを使用することができ、これらのものは候補

者が着用している限り、数、規格、記載内容に制限がありません。

　　　また、これらのものは、身体に着けたまま行動することができます。

　　　（法　142⑨・143 ）

２．選挙運動用の５号ポスターは、タブロイド型（長さ４２㎝、幅３０㎝）以内でポスターの表面には、掲示責任者、印刷者の氏名（印刷者が法人であるときはその法人名）及び住所を必ず記載、又は印刷しなければなりません。（法　144 ④⑤）

３．ポスター掲示については、準義務制の公営ポスター掲示場を使用することになりま

す。

　　ア．候補者がポスターを掲示することができる掲示区画の番号は、立候補届出の受理

番号と同一であり、これ以外の区画に掲示することはできません。

　　イ．ポスター掲示場には、選挙期日の告示の日から選挙の当日までポスターを掲示し

ておくことができます。選挙の前日までであれば別のポスターに取り替えること

もさしつかえありません。

第５章　選挙運動用ビラ

１．候補者は、選挙管理委員会に届け出た２種類以内のビラ５，０００枚に限り、選挙運動のために頒布することができます。（法　142⑦）

２．選挙運動用ビラは、選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができず、頒布方法は新聞折込のほか、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場又は街頭演説の場所に限定されます。（法１４２、令１０９の６）

３．選挙運動用ビラの大きさは、長さ２９．７㎝、幅２１㎝を超えてはならず、ビラの表面には頒布責任者及び印刷者の住所氏名（印刷者が法人であるときはその所在地と法人名）を記載して下さい。（法１４２⑧⑨）

第６章　個　人　演　説　会

１．個人演説会には、公営施設を使用して行うものと、公営施設を使用しないで行うも

のと二つの方法があります。（法　161・161の2）

２．公営施設の使用は、候補者１人について同一施設（設備を含む。）ごとに１回限り無料で使用できます。同一施設を２回以上使用する場合は、２回目からは料金を納めなければなりません。（法　164・令120）

　　　この場合の負担額は、その施設管理者が公表した額より、あらかじめその管理者に

納めてください。（令　120・121）

３．候補者が公営施設を利用して個人演説会を開催しようとするときは、「個人演説会開催申出書」に所要の事項を記載して、開催すべき日前２日までに選挙管理委員会に申し出てください。（法　163・令　112）

４．公営施設の使用時間については、１回について５時間を超えることはできません。

　（令　112）

５．個人演説会場においては、その演説会の開催中その会場の外にポスター、立札及び

看板の類は通じて２、ちょうちんは１個を掲げることができます。

　　　なお、会場の内部にもポスター、立札、看板及びちょうちんなどを掲げることがで

き、その数の制限はありませんが、ちょうちんについては、会場の外部、内部を通

じて１個に限られています。（法　143）

６．個人演説会に使用できるポスター、立札、看板及びちょうちんなどの規格は、自動

車に取り付けることができるポスター等と同じです。（法　143）

第７章　街　頭　演　説

１．街頭演説を行うときは、演説者がその場所に止まっていなければなりません。した

がって、道路を歩行しながらする演説や、走行する車上からする演説は行うことが

できません。（法　141の3・164の5）

２．街頭演説をする場合には、選挙管理委員会が交付する標旗（１本）を必ず掲げてい

なければなりません。　（法　164 の 5）

３．街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者及び運転手を除き選挙管理委員会が交付する腕章（乗車用腕章　４、選挙運動用腕章　１１）を着けなければなりません。（法　141の2・164の7）

４．街頭演説のできる時間は、午前８時から午後８時までであり、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するように努めなければなりません。また、長時間にわたり、同一の場所にとどまって街頭演説することのないように努めなければなりません。（法　164の6）

第８章　選挙運動費用の法定制限額

　選挙運動に関する費用の制限額は、候補者１人について次のとおりです。

　（法　194・令　127）

　　　　　　　　人数割額　　　告示日における　　　固定額

　制限額　＝　（１１０円）×　選挙人名簿登録者数　＋（１，３００，０００円）

第９章　出納責任者の選任及び届出

１．候補者は、その選挙運動に関する収入及び支出の責任者、すなわち出納責任者１人

を選任しなければなりません。なお、候補者が自ら出納責任者となることもできま

すし、推薦届出者が、当該候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは自ら

出納責任者となることもできます。出納責任者を選任したとき（自ら出納責任者と

なったときを含む。）は、直ちに選挙管理委員会の定める様式により届け出てくだ

さい。（法　180）

２．推薦届出者が候補者の承諾を得て出納責任者を選任した場合又は、自ら出納責任者

となった場合は、その選任について候補者の承諾を得たことを証すべき書面（推薦

届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証する書面）を添付して

ください。（法　180④）

３．出納責任者の異動（解任、辞任又は死亡）があったときは、その旨を直ちに届け出

てください。（法　182）

４．出納責任者の選任及び異動の届出は、その届出書類を郵送する場合は、引受時刻証

明の扱いで差し出したときに限り発信主義を採用し、これを郵便局に託したときを

もってその届出があったものとみなされます。（法　183の２・郵便法　61）

　　　したがって、郵便書留、普通郵便又は持参して届出る場合は到達主義がとられてい

ます。

５．出納責任者（職務代行者）は、出納責任者の選任の届出（異動及び職務代行者の届出を含む。）がなされた後でなければ、候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のためにいかなる名義をもってするを問わず、候補者のために寄附を受け、又は支出をすることができません。（法　184）

第１０章　選挙運動の実費弁償及び報酬

１．選挙運動に従事する者に対する実費弁償並びに選挙運動に使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償は、次のとおりです。（法　197の2）

　これは、支給できる最高額を定めたものです。

　(1) 選挙運動に従事する者１人に対し支給することができる実費弁償の額

　　　　ア．鉄道賃　鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

　　　　イ．船　賃　水路旅行等について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

　　　　ウ．車　賃　陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

　　　　エ．宿泊料（食事料２食分を含む。）　　　１夜につき　１２，０００円

　　　　オ．弁当料　１食につき１，０００円　１日につき　　３，０００円

　　　　カ．茶菓料　１日につき　　５００円

　(2) 選挙運動のために使用する労務者１人に対し支給することができる報酬の額　　　　　ア．基本日額　１０，０００円以内

　　　　イ．超過勤務手当　１日につき基本日額の５割以内

　　　(3) 選挙運動のために使用する労務者１人に対し支給することができる実費弁償の

　　　　　額

　　　　ア．鉄道賃、船賃及び車賃　前記の(1) のア，イ及びウに掲げる額

　　　　イ．宿泊料（食事料を除く。）　１夜につき１０，０００円

２．選挙運動に従事する者及び選挙運動に使用する労務者に対し、弁当の現物提供をし

た場合には、その者に支給することができる１日についての弁当料の額又は報酬の

基本日額は、それらの額から弁当の実費に相当する額を差し引いたものが支給され

ることになります。（令　129②）

３．選挙運動のために使用する事務員にあっては１人１日につき１０，０００円を限度度とし専ら選挙運動用自動車における選挙運動のために使用する者に対しては、１人１日につき１５，０００円を限度として、選挙管理委員会に届け出た者に限り報酬を支給できます。

　　　これらは、立候補届出の日から選挙の期日の前日までの期間１日９人を超えない範囲内で使用することができ、また、期間中４５人までの氏名を届け出ることができます。（法　197の2・令　129）

第１１章　選挙運動に関する収支報告書の提出

１．出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出で、次に掲げる一切のものを精算の上、選挙管理委員会が交付する収支報告書用紙に記入し、２月５日までに１部選挙管理委員会に提出してください。

　　　（法　189 ）

　(1) 選挙期日の告示の日の前日（１月８日）までになされた寄附及びその他の収入

並びに支出

　(2) 選挙期日の告示の日（１月９日）から選挙当日（１月１４日）までになされた

寄附及びその他の収入並びに支出

　　　(3) 選挙期日経過後、収支報告書の提出までになされた寄附及びその他の収入並び

に支出

２．前項各号の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出についてはその

寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から７日以内に前項に準じて報告し

なければなりません。（法　189）

３．収支報告書を提出するときには、支出に関する一切の領収書写し１部を添付してく

ださい。（法　189）

第１２章　選挙に関する届出等の時間

　立候補の届出その他選挙に関する届出、請求、申出その他の行為を選挙管理委員会または選挙長等にする場合は、午前８時３０分から午後５時までの間にしなければなりません。　（法　270）